

感染症法に基づく医療措置協定の締結について

1. 医療措置協定とは

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という)の発生及びまん延時に備え、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速に講ずるため、都道府県知事と医療機関において、医療措置協定を締結するものです。

2. 公的医療機関の義務について

感染症法に基づき、都道府県知事は公的医療機関の管理者に対し、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、新型インフルエンザ等に係る医療体制の確保に必要な措置について通知し、通知を受けた医療機関の管理者はこの措置を講じなければならないとされています。

3. 協力項目別対象機関と北河内こども夜間救急センターの協力項目について

■大阪府における協力項目別対象医療機関

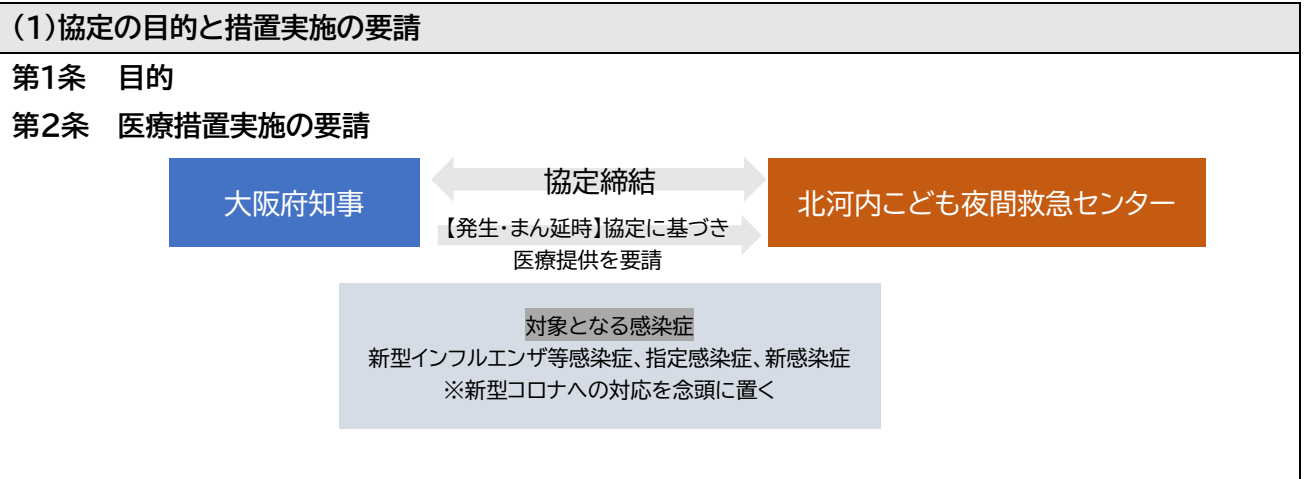
	医療措置協定の内容 ※1				
	病床確保 ※2	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
病院	●	●	●	●	●
診療所	●	●	●		
薬局		●	●		
訪問看護事業所			●		

第二種協定指定医療機関

※1 防護具の備蓄を推奨 ※2 有床病床のみ

大阪府の方針により、北河内こども夜間救急センターは、第二種協定指定医療機関として「発熱外来」又は「自宅療養者等への医療の提供」のいずれか又は両方を実施することが求められていることから、今年度中に「発熱外来」に係る医療措置協定の締結に向けて、大阪府と協議を進めます。

4. 主な協定内容について

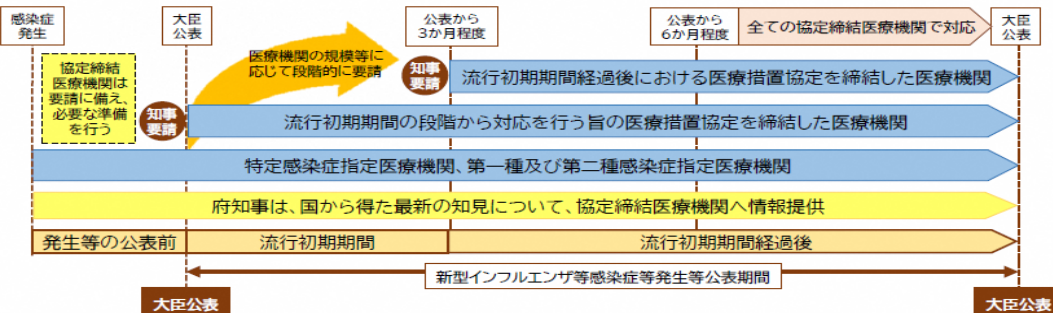


(2)発生・まん延時の対応

第3条 医療措置の内容

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等

■発生時の対応の流れ



- 府知事は、医療措置協定締結医療機関に対し、医療提供体制及び物資の確保について、その時点の状況を確認した上で、医療提供を要請
- 府知事は、例えば、新型インフルエンザ等感染症等の性状や感染状況、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制全体の状況等を十分に勘案して要請の必要性を判断したうえで、段階的に要請。要請に当たっては、医療関係団体をはじめ、感染症に関する専門家等の意見を聴取の上、行う。
- 新型インフルエンザ等感染症等の性状等が、国において事前の想定とは大きく異なる事態であると判断された場合、府は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行う。

(3)平時の対応

第4条 個人防護具の備蓄(任意)

■医療機関において、個人防護具を備蓄(2 か月分を推奨)

・サージカルマスク ・N95マスク ・アイソレーションガウン ・フェイスシールド ・非滅菌手袋

■個人防護具の備蓄に係る費用は医療機関において負担(第5条)

■備蓄物資を順次切り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨

第9条 協定の実施状況等の報告

■協定に基づく措置の実施状況及び当該措置に係る運営状況等について、府知事より報告の求めがあったときは、速やかに G-MIS にて報告

第10条 平時における準備

■研修・訓練の実施、又は外部の機関が実施する研修・訓練に参加

■措置を講ずるにあたり、対応の流れを点検

} 年1回以上行うよう努める

(4)その他

第5条 措置に要する費用の負担

■大阪府の予算の範囲内において、協定締結医療機関に補助

■個人防護具の備蓄に係る費用については、医療機関にて負担

■流行初期医療確保措置について

・補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されていない流行初期において、病床確保又は発熱外来を行う医療措置協定を締結した医療機関のうち、以下の基準を満たす場合に、流行初期医療の確保に要する費用を支給する

(流行初期医療確保措置の基準)

新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間に、医療協定等措置を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額が、感染症流行前の直近の同月(平時)における額を下回った場合

(発熱外来)

- ① 大阪府知事から要請のあった日から起算して7日以内に実施
- ② 1日あたりで病院で20人以上、診療所で5人以上の疑似症患者を診療

第7条 協定の有効期間及び変更

- 有効期間は3年間とする(申出がなければ自動更新)
- 事情等があれば随時変更可能
- 協定に沿った対応が困難であるやむを得ない事情が発生した場合は、協定の解約を申出ることが可能

第8条 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置

第11条 疑義等の解決

※大阪府の医療措置協定書(案)については、別添を参照